

# 平成27年第 1 回臨時会会議録

平成27年 第1回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
1月30日	金	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

## 平成27年 第1回菊池市議会臨時会会議録（目次）

1月30日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	7
4. 欠席議員氏名	8
5. 説明のため出席した者の職氏名	8
6. 事務局職員出席者	8
7. 開 会	9
8. 開 議	9
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
10. 日程第2 会期の決定	9
11. 日程第3 議案第1号上程・説明・質疑・討論・採決	9
12. 閉 会	18

第 1 号

1 月 30 日

# 平成27年第1回菊池市議会臨時会

## 議事日程 第1号

平成27年1月30日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）

上程・説明・質疑・討論・採決

○

### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）

上程・説明・質疑・討論・採決

○

### 出席議員（19名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君

18番 木下雄二君

19番 山瀬義也君

20番 境和則君

---

欠席議員（1名）

5番 出口一生君

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長兼 市長公室長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	中原宏隆君
七城総合支所長	大山堅四郎君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田譲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
教育委員長	佐々木輝男君
教育長	原田和幸君
教育部長	松岡千利君
農業委員会事務局長	原和徳君
水道局長	藤本辰広君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	宮村公男君

---

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
事務局課長	徳永裕治君
議会係長	松原憲一君

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第1回菊池市議会臨時会を開会します。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、平直樹君及び東奈津子さんを指名します。

○

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○

#### 日程第3 議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、議案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして皆様おはようございます。

本日、平成27年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただきまことにありがとうございます。

提案理由をご説明申し上げます前に、1点報告をさせていただきたいと思っております。

現在、国においてはまち・ひと・しごと総合戦略が閣議決定され、地方創生の動きが本格化しております。こうした中、去る1月18日に東京ビックサイトにおきまして、首都圏から地方への移住を後押ししようということで、総務省及び一般社団法人移住・交流推進機構が主催します移住・交流フェアが行われ、本市からも参加をいたしました。

この催しは、全国から200を超える自治体が参加し、それぞれの地域の魅力や移住に関する情報発信を行うもので、約7,000名の来場者がございました。今回は、本市とともに熊本県や天草市も参加され、それぞれ来場者からのお尋ねを受ける中で、地域の魅力のPRもあわせて行ったところでございます。

今後、国においても居住、就労、生活支援等の相談についてワンストップ窓口で対応する全国移住促進センター、これは仮称でございますが、これを設置されるようでございます。本市においても情報収集を図り、地域おこし協力隊制度などをフル活用しながら、移住や定住における推進体制の強化を図りたいと考えているところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本議案は、菊池市市民会館の指定管理者の指定についての議案でございます。執行部で十分検討を行いました結果、再度の提案をさせていただくものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由は、地方自治法の規定により、公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。

菊池市市民会館について、議案書に記載の団体、指定の期間のとおり、指定管理者の指定について改めてご審議をお願いしたく、提案させていただきました。

本議案を上程するまでの間、これまでいただいたご意見については真摯に受けとめ、今後、地場産業育成の観点から指定管理候補者の選定基準に反映するよう取り組むこととしました。

また、引き続き指定管理による管理運営により当会館のサービスを切れ目なく提



供できる方策等を総合的に検討しました結果、本議案によりご審議をお願いすることとしたものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

○

休憩 午前10時05分

開議 午前11時04分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑は提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできませんので、注意して発言してください。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議案第1号について質疑をいたします。

私は、この議案が12月に否決されて、一度現場を見てみようと思ひまして、泗水ホールに行きました。なぜなら、泗水ホールの隣の公民館が今壊してあります。私が職員で初めて採用されたのは、その公民館に採用されました。そして泗水ホール担当でした。このことから、ホールを一度見に行こうと思って見に行きました。

そこで、あるふと1つ思ったことがありました。この公民館がなくなったら、ホールが孤立して誰もそこに常駐しなくなる。今までは公民館と併用していましたが、その隣に分室がありましたので管理ができていたわけですけど、誰もいなくなると。要は開店休業状態になるということなんですね。

今回の指定管理の仕様書というのがありますけれども、その仕様書の中に、泗水ホールに職員を常駐させるというような項目があるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

今回、公募をかけました仕様書の中には、市民会館は菊池市文化会館と菊池市泗水ホールの2施設を合わせた施設とするということで、総合的な管理を求めている仕様書になっております。

ご指摘の泗水ホールにおける職員の常駐項目でございますけれども、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制をとることということは定めておりますが、

常駐という明記はしておりません。

以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、再質疑いたします。

今まで5年間、同じ指定管理業者がとられていまして、管理されています。その中で、私、見に行つて、じゃ、誰もいないから看板ぐらい掲げてあるだろうと。誰もいませんので、こちらのほうにご連絡くださいという看板等が掲げてあるはずと思いますが、そういったご案内版というのは掲げてありますでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ご指摘のとおり、現在の泗水ホールは無人といいますか、職員がおりませんので、そこに来られた方は、当然どこに連絡をした方がいいんだろうかということはありません。したがって、施設の前のほうに看板を立ててご案内を、文化会館のほう、それから、電話番号をご案内しているところでございます。以上です。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） すみません、私、きのう見に行つたんですけど、その案内看板は見当たらなかつたんですよ。どこに立ててあつたのかわからないんですけど、私、見落としなのか、それとも、見落とすぐらい小さな看板だったのかわかりませんが、最後に3点目でお聞きします。

菊池文化会館は常に職員が3名か4名常駐しております。泗水は無人。同じ条例、同じ規則。泗水ホールはおまけ的な考えと考えていらっしゃるでしょうか。それとも、菊池の文化会館と同じ同列の扱いというふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 先ほど仕様書の一部もご紹介しましたとおり、2つの施設をもって市民会館であるというふうには市は位置づけをいたしております。さらには、泗水ホールでも年間のうちにかなりの方の利用をいただいておりますので、全く同じ施設というふうに感じております。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 昨年の12月の定例会で否決になった議案が再提案ということでございますけれども、市民の代表者である議会の決断を真摯に受けとめて、先ほど検討したということでありましたけれども、改めてどのような検討をされたのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと次に、当初は3年間、委員長報告の中でも3年を5年間に指針を定めているということですので、それを変更できないかというような意見も出ておったと思いますけれども、この指針についての変更はできなかったのか、そのことをお尋ねいたしたいと思います。

それと次に、今回の指定管理者に対する委託料は5年間で幾らになるのか、その数字も示していただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） まず、この間の検討をどうされたかということでございますけれども、これは全く繰り返しになります。委員会で意見がありました内容、期間の変更、それと、地場企業への優遇措置と申しますか、それは先ほど説明しましたけれども、ここで繰り返したいと思います。

指定機関の変更が公募なしにできるかということは、先ほど説明しました3点からできないと。まず1点目が、公募内容の根底が覆ると。再公募しなければできないんだということでございます。それと、3年とか4年とか、この時点で変更した場合には、応募する方があったかもしれない、あるいは今、応募している方がしなかったかもしれないと、そういった状況が想定されること自体、問題があるという検討でございます。それと3点目が、行政の信頼失墜ということにつながりませんかという検討を重ねたわけでございます。

それと、地場産業育成の観点を検討させていただいたと。これは、他市町村の事例を検討して事例を探ったという検討内容でございます。

それと、指針の話がございました。これは、恐らく執行部の内部で原則として、1回目は3年、2回目以降は5年、地元のいわゆる地域密着型は10年という、その指針のことをおっしゃられているということでございますか。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 委員長報告の中に、指針で定めているから変更ができないということでありましたので、そのことを詳しく説明していただきたいと思ってお尋ねしたところでございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 総務課で定めている指針というのはございます、方針というのはございます。先ほど言いました、1回目は3年、2回目以降は原則5年です。地域に密着された、例えば、地域の公民館とか、そういったやつは10年でもいいよという、そこを示しまして、定めていると。それは内部の方針ですので、変更が今後も可能かと。

おっしゃられる、多分その指針というのがわかりませんが、変更を簡単にできないというのは、条例で定めている選定基準とか、そういったところは議会の承認も要りますので、そこは安易には変更はできないという趣旨かと思えます。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 今回の委託料といいますか、金額の件でございます。

5年間を想定しておりますので、平成27年度から31年度までで8,107万5,000円を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） すみません、今の金額は総合体育館のほうでございましたので、訂正をさせていただきます。市民会館の委託料は平成27年度から31年度までで1億8,766万円でした。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議案第1号、公の施設の指定管理の指定について、反対の立場で討論いたします。

私は12月否決されてよかったと思っています。なぜなら、一度立ちどまって考える時期ができたからです。先ほど答弁いただいたとおり、泗水ホール、仕様書については何ら変わっておりません。提案理由の中で、会館のサービスを切れ目なくとおっしゃいました。しかし、無人になって誰もいなければ、見に来たりトイレを利用したりちょっと涼んだり、そういうことができなくなるんですね。何のために指定管理をするのかわからなくなります。指定管理の最大の理念は、民間の力を利用して市民サービスの向上を図ると。市民サービスが低下するじゃないですか。

私が何が一番問題かと言いますと、公民館がなくなるということはわかっていたことなんです。孔子公園に移るというのはわかっていた。状況が変わっているのに仕様書を変えていない、これは問題なんじゃないかなと思っています。

そういった意味で、5年間泗水ホールを誰もいない状況にすることは、私は市民にとって不利益になると考えますので、反対いたします。今言われている地場産業育成も大事ですが、そのことも踏まえて、泗水に1人常駐させるということをもたまたま新たな仕様書として追加して再公募すべきじゃないかと思ひまして、反対の意見いたします。ご賛同お願いいたします。

終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

岡崎俊裕君。

[登壇]

○13番（岡崎俊裕君） おはようございます。議案第1号、公の施設の指定管理の指定について、このことについては委員会で十分議論をされて、ここに提出をされているというふうに思っております。

本件につきましては、プロポーザル方式で応募があった3社についてプレゼンテーションを行われて、その結果、選定委員会6名の委員さんがおられるということでございます。市民代表が2名で区長または女性の会の人、また、有識者としては、市内の税理士さんとかを聞いておりますし、公益財団のほうからも1名されているというふうに聞いております。それに執行部だということでもあります。

この選定委員会においては、さまざまな要件について議論をされて、選考をされて、3社の中で現在ここに出ている案件についてがベストではないかということで提案をされている議案であります。

何よりも、今、荒木議員もおっしゃいましたけれども、市民の側に立った、また、

利用者側に立ったことで選考されてくるものと思っております。事務的などころについては、今後改正する面は改正していただければ、十分機能としては発揮できるものと思っております。

文化会館ホール、泗水ホールについてもさまざまな催しがあつておるんですね。それを早い時期から申込んでおるのに、これが否決された場合はできなくなるわけですよ。これは誰に迷惑をかけるかという、まず利用者や市民の人が第一に迷惑を被るわけです。そういう議案であります。このことをしっかりと皆さん方、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

市民に迷惑をかけるようなことにならないように、議会としては判断すべきであろうというふうに思つて、賛成の立場で討論いたします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど質疑もさせていただきましたけれども、昨年12月議会で最終的には議会が否決をしました。そのことによって、期間もある程度あつたと思ひますけれども、その間、執行部のほうが先ほど示されましたけれども、私個人的には、その努力はなかなか理解できていない、そういう点も含めて反対していきたいと思ひますが、私が平成19年の委員長のときに、そのときから指定管理者はスタートしたと記憶しております。泗水の図書館のほうのもちろん指定管理者も出ました。そのときに、地元のNPOの方々が自分たちの力でやってみたいということで提案がありまして、いろんな意見が出ました。実績ありませんでしたので、どうだろうかというような意見もありましたけれども、やはりそのときには地元の雇用も含め、地場産業育成という観点から、私たちの委員会としては可決をしまして、そして、本会議でも可決をしております。

そのときに、議事録を引っ張り出してまいりましたけれども、運営体制等にも地元雇用をお願いするように要望をいたしましたという形で、ちゃんと委員長報告でも伝えております。それから今回までずっと指定管理者が続いておりますので、地場産業育成というのは、やはりこれは基本だと思います。その中で、やはりこういった形で進んでいくのが本来の姿だと思いますので、今回は時間がないと言っても時間はあつたと思うんですね。最初の平成19年の指定管理者のスタートから執行部としての中小企業振興条例等も含めて十分地場産業の項目を入れるような機会があつたと思ひます。そういう観点からも、今回については反対の討論をしたいと思います。

それと、先ほど5年間の委託料は幾らになるかということでお尋ねしましたところ、1億8,000万円という委託料が発生しております。これは、今度委託する相手方は熊本の業者でございますので、そのお金が地元に戻元できれば、どれだけの地元の経済波及効果があるかということの観点からも、私は反対の立場をとりたいと思います。どうぞ賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） ほかに討論ありませんか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんこんにちは。議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について、賛成討論をさせていただきたいというふうに思います。

私は前回の議会するときにも賛成をさせていただいたんですが、そもそも、執行部側はこういったルールで守ってくださいね、こういった方法でやってくださいねというふうに公平公正に公募をされて、そして、どこか1つを特別扱いしたということではない状況、ちゃんとおしなべて、特に技術が必要です。特別な仕事だと思います。そういったものを織り込みながら、どこかをえこひいきしたわけではない状態で決められたもの、そしてそこを決めましたのでということで議会に上げられました。そして、いろんな質問が出る中で委員会付託をされて、その委員会の中でさんざん議論をされたと思います。それを私は原理原則を尊重すべきじゃないかなというふうに強く思います。

個人の意見はそれぞれ違っていいと思います。だから、賛成、反対はそれぞれでいいと思うんですが、なぜ委員会に付託されてさまざまな意見が飛び出て、そして、その中で切磋琢磨いろいろ議論をしながら答えを出されたのかなというふうなところを忘れてはならないような気がします。ずるもしていない、ちゃんと議論も重ねた、そして委員会で可決をした、これは物すごく尊重すべき意見だというふうに思いますので、私は賛成したいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかにありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成27年第1回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

---

閉会 午前11時27分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 森 清 孝

菊池市議会議員 平 直 樹

菊池市議会議員 東 奈津子

# 付 録

平成27年第1回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(1月30日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）	原案可決